

令和8年度

仙 北 市 水 道 事 業
西明寺低区第2浄水場2号取水井整備工事
特 記 仕 様 書

事業主体：仙北市

第1編 総 則

第1章 適用範囲

1. 本仕様書は、「仙北市水道事業 西明寺低区第2浄水場2号取水井整備工事」に適用する。
2. 工事は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）、「水道工事標準仕様書【土木工事編】、【設備工事編】」（日本水道協会）、「公共建築改修工事標準仕様書【機械設備工事編】、【電気設備工事編】」（公共建築協会）、「機械設備工事監理指針、電気設備工事監理指針」（公共建築協会）によるほか、本特記仕様書により施工するものとする。

第2章 一般事項

1. 工事打ち合わせ等
別に定める日、並びに監督職員または受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。
2. 設計変更等
 - (1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に掲示し、協議のうえ締結するものとする。
 - (2) 設計変更の対象となるものは、図面、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。
 - (3) 設計変更が予想される事項は、次のとおりである。
 - ① 掘削の結果、不測の事態発生による基礎工法
 - ② 現場の土質に著しい変化が生じた場合
 - (4) 工法等の決定
設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、請負者が決定するものとする。
 - (5) 新設工事に伴う既設材の廃材運搬・処分にかかる費用については、受注者が負担するものとし、法令を遵守して適正に処

理するものとする。

- (6) 地下埋設物の種類、規模、位置、深さ等はあらかじめ調査しておくものとする。また、工事中に予期しない埋設物を発見した場合は、特に取り扱いを慎重にするものとし、その旨を監督職員に報告するものとする。
- (7) やむを得ない事情により施工方法を変更する場合は、事前にその範囲、数量を監督職員に報告するものとする。
- (8) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

3. 工事用材料

- (1) 下記に示す規格品以外の材料については、仕様事項に基づき、構造計算書、詳細図及び製品の試験方法を記載した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、特殊製品となる使用材料は原則として、搬入の都度、材料名と搬入数量を記載した書面を監督職員に提出し、監督職員の材料検査を受けなければならない。ただし、搬入数量が少ないなど、特別な理由を監督職員が認めた場合はこの限りでない。

- ① J I S : 日本産業規格
- ② J W W A : 日本水道協会規格
- ③ P T C : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
- ④ W S P : 日本水道鋼管協会規格
- ⑤ J S W A S : 日本下水道協会規格
- ⑥ J W V A : 水道バルブ工業会規格
- ⑦ J E C : 電気規格調査会標準規格
- ⑧ J E M : 日本電機工業会標準規格
- ⑨ J E M I S : 日本電気計測器工業会規格
- ⑩ J C S : 日本電線工業会規格

- (2) 主要な材料仕様は次のとおりである。

- ① 取水井上部工材料

- 1) プレキャスト矩形マンホール 1800B

JSWAS II 類認定品

- ② 配管材料

- 1) 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

JWWA K 144、PTC K 03

- | | |
|--|--|
| 2) 水道配水用ポリエチレン管継手 (EF) | JWWA K 145、PTC K 13 |
| 3) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) | JIS K 6741 |
| 4) 硬質ポリ塩化ビニル管継手 (TS) | JIS K 6743 |
| 5) 水道用ナイロンコーティング鋼管 (SGP-NC) | WSP 067 (JIS G 3452) ナイロン 11 同等品 |
| 6) 水道用ソフトシール仕切弁 (F C D 製) | JWWA B 120 |
| 7) ネジ型弁筐 (蓋カラー樹脂表示: 仕切弁青色・排水弁黄色・消火栓赤色) | FCD 製 |
| 8) 埋設管明示用シート (アルミ箔付) | 幅 150 mm, 2 倍折込 |
| ③ 配線用材料 | |
| 1) ビニル絶縁電線 (IE) | JIS C 3612 |
| 2) 架橋ポリエチレン電力ケーブル (CE) | JIS C 3605 |
| 3) 制御用ビニルケーブル (CEE) | JIS C 3401 |
| 4) 硬質塩化ビニル電線管 (HIVE) | JIS C 8430 |
| 5) 波付硬質ポリエチレン管 (FEP) | JIS C 3653 |
| 6) 埋設管明示用シート (ポリエチレン) | 幅 150 mm, 2 倍折込 |
| ④ 場内復旧材料 | |
| 1) 巻 立 砂 | 良質な山砂 (砂 70%以上、山土 30%以下程度) とし、使用に先だち監督職員の承諾を得なければならない。 |
| 2) 路 盤 材 | 再生クラッシャーラン R C -40、粒度調整碎石 M-40 の材質および粒度は、JIS A 5001 (道路用碎石) の規格に適合するものとする。
なお、使用にあたっては試験成績書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 |
| 3) 舗 装 材 | 「アスファルト混合物事前審査制度」において認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書 (認定証、混合物総括表) の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物および混合物の材料に関する品質証明、材料試験成績表の提出および試験練りは省略できる。それ以外の場合においては、以下による。
アスファルトコンクリートの材料は、「舗装設計施工指針、舗装施工便覧 (日本道路協会)」に基づく材質のものであって、試験成績書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。 |

材質は再生加熱合材とする。

場 内 舗 装	本 舗 装	再生⑦細粒度アスコン(13F) 4 cm厚
---------	-------	-----------------------

4. 機器の運搬・搬入

- (1) 現場へ搬入する各機器は、検査及び点検を行った後、荷痛みのないよう十分な荷造りを行い現地へ搬入する。
- (2) 搬入に際しては、各機器に損傷のない様に特に注意を払い、運搬中に事故が生じた場合は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 搬入・据付完了後、受渡しまでの各機器の保管に関しては監督職員と協議の上、受注者の責任において行う。これら一切の経費はすべて受注者の負担とする。

5. 試験・検査

検査は、次の各項目についても行うものとする。なお、これに要する費用は、受注者の負担とするが、工場立合検査のための検査員派遣費用は除外とする。

- (1) 各製作機器は、製作工場にて組立完了後、適用規格に準拠した各種試験及び検査を行うものとする。ただし、汎用機器についてはこの限りではない。
なお、各機器は工場出荷時に所定の性能を充分保持された製品とする。
- (2) この工事に使用する機器のうち、監督職員が必要と認めるものについては、制作完了時当該工事において監督職員の立合検査を行う。なお、検査の有無にかかわらず監督職員の指示する主要機器、材料については、全ての社内試験成績表を提出するものとする。
- (3) 工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督職員が必要と認めるものについては、発注者による検査を行うものとする。

第2編 土木・配管工事

第1章 一般土工事

1. 図面に示してある掘削線は、現地の状況により法勾配を変更することがある。
2. 埋め戻し材は掘削発生土から良質土を選定して流用するが、掘削の結果、埋め戻しに適さない品質のものは、監督職員の指示により処分しなければならない。
3. 埋め戻しについては、土木工事共通仕様書に基づき、各層ごとに十分締固めなければならない。

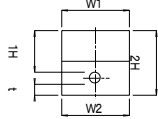
第2章 配管工事

1. 受注者は、工事着手に先立ち配管技能者の履歴書を写真とともに提出する。配管技能者は、主に芯だし、据え付け接合等を行うものとし、発注者が認めた配管技能者、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を受講した者または、それと同等以上の技能を有する者とする。
2. 配管を施工する際は、管種毎の協会施工要領（配水用ポリエチレンパイプシステム協会等）に従い、適切に配管しなければならない。
3. 管の施工前には、基礎地盤面の状況を確認し、監督職員と打ち合わせのうえ施工するものとする。
なお、その結果によっては施工方法を変更することもあり、その場合には契約変更の対象とするものとする。
4. 埋設管の上部所定の位置に埋設標識シート（幅 150，アルミ箔付，2 倍折り込み）を布設する。
5. 配管後の巻立砂は、タンパ等で十分に締め固めるものとする。路盤材等も同様とし、所定の締め固め度が得られるように仕上げるものとする。
6. 既存の水路等、障害物を下越しして配管する場合は、監督職員と協議してから施工するものとし、施工の際は原則として監督職員の立ち会いを求めること。
7. 配管の水圧試験は 0.75MPa 以上とし、その圧力降下の許容範囲は 0.05MPa を限度とする。なお、保有時間は 60 分以上とする。

8. 配管工事の写真は、原則として測点進行方向に向かって撮影するものとする。
9. 配管工事の段階確認については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
10. 工事終了後は洗管計画書を提出し、管路の洗管排水を行うものとする。なお、洗管には原則として水道水を使用すること。
11. 完成後、配管の出来形として、完成図、帯図、バルブオフセット図をA版にて作成し、提出すること。

第3章 土木工事出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準

1. 土木工事の施工管理基準及び規格値については、「土木工事共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部編）によるものとする。
2. 土木工事施工管理基準及び規格値の追加
「土木工事共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部編）のうち、土木工事施工管理基準及び規格値の最後に次の工種を追加する。

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
配 管 土 工	幅 (W)	-50	施工延長 50mにつき 1箇所測定 1施工箇所毎		
	高 さ (H)	-30			
	厚 さ (t)	-30			
	延 長 (L)	-200			

第4章 仮 設

1. 仮設については受注者の創意工夫として任意とするが、工事の良否、工事の安全保安、ならびに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる場合には、監督職員の判断により改善を命ずることがある。
また、他の権利者から苦情があったときはすみやかに解決すること。
2. 作業用地または資材置場等の借上げは、すべて請負者が行うものとし、後片付けについては原形に復旧することを原則とし、

土地所有者の了解を得ること。

3. 資材運搬等道路は、工事完了後に一般通行に支障がないように整備するものとする。
4. 工事現場において、見えやすい場所に工事看板を設置すること。表示内容については監督職員と協議のうえ決定すること。

第5章 安全対策関係

1. 受注者は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部編）および関係法令に基づき、適正に標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設を設置しなければならない。

第6章 資材の再資源化等について

1. 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し適正に処理することとし、工事完成時に再資源化報告書(18条第1項)を監督職員に提出するものとする。
2. 受注者は請け負った当該工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業に営む物に請け負わせようとするときは、当該の建設業を営む者に対して、法第10条1～5号に掲げる事項について別紙告知書様式で告げること。
3. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、廃棄物処理法に基づき許可した施設で適正に処理すること。

第3編 機械設備工事

第1章 取水ポンプ設備

1. 工事概要

本設備は、取水ポンプにて着水井へ導水する設備である。(旧)2号取水井の設備について、一部を(新)2号取水井へ利用する。

2. 機器仕様

(1) 取水ポンプ

形 式：深井戸水中ポンプ

吐 出 量：0.15m³/min

全 揚 程：20m

口 径：40A

出 力：1.5kW

電 源：三相/200V/50Hz

数 量：1台

特 別 付 属 品：モータ冷却用フリースリーブステンレス製、水中ケーブル1.25mm²×30m

3. 据付工事

(1) 工事範囲は下記の通りとする。

本工事は、機器・弁類・配管類の製作及び据付配管工事の一切とする。

第4編 電気設備工事

第1章 2号取水井電気設備

1. 工事概要

本設備は、2号取水井更新に伴いポンプ設備に電源供給するとともに運転操作を行うものとする。

2. 機器仕様

(1) 取水井電極

①電極

形 式：投込式

付 属 品：ケーブル

材 質：SUS304

数 量：2組

3. 施工内容

(1) 本仕様書及び図面に示す機器の設計、製作及び据付工事

(2) 図面に示す配線工事

(3) その他上記に伴う諸工事

第2章 電気設備工事

1. 配線工事

設計図及び設計書に基づき、配管・配線ならびに各器具取付工事の一切を施工すること。

2. 機器据付工事

(1) 機器の据付にあたり、基礎台上の二次コンクリートおよび基礎ボルトのモルタル充填等は、充分注意して施工すること。

また、機器の芯出し作業に関しては、後日の事故発生等の原因にもなりかねない作業であり、細心の注意をもって水平と垂

直方向の芯出し作業を行うこと。

- (2) 防水仕様または屋外に設置される機器・器具の施工に関しては、機器・器具の内部に浸水することのないように、十分な防水処理を行うこと。

3. 施工方法

- (1) 電気設備技術基準および公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）に基づいて施工すること。
- (2) 施工に際しては、監督職員、各種施工業者と十分な打合せを行うこと。
- (3) 屋内配線は、原則として電線管工事にて施工のこと。
- (4) 屋外配線は、原則として地中配線工事によって配線すること。
- (5) 各貫通部（壁・床・天井）や電線管の末端部分については、コーキング材などで防湿処理を充分に行うこと。
- (6) 信号ケーブルは、動力ケーブルにより誘導障害を受けないように施工すること。
- (7) ケーブルを曲げる際は、屈曲半径はケーブル仕上り外形の6倍以上とする。
- (8) 電線管類は、構造体に建設物堅固に固定すること。
- (9) 機器への接続は、原則として合成樹脂製可撓電線管等を用いて接続すること。
- (10) ケーブルの端末は、原則として圧着端子または圧縮端子を用いて機器に接続すること。
- (11) 地中配線を行う場合の埋設深さは、0.6m以上とし、車両その他の重量物のかかる恐れがある場所においては1.2m以上とする。
- (12) ケーブル相互間の離間距離は、芯間で0.3m以上離して布設すること。
- (13) ケーブル埋設シートは、ケーブルの埋設位置から約30cm上面に布設すること。
- (14) 電線管の内部には、塵埃、水等が侵入しないよう施工すること。